

令和6年度大和町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この調達方針は本町の全ての部署が発注する物品等又は役務とする。

3 調達の基本方針

(1) 町の全ての組織は、予算の適正な執行、契約における経済性、公平性、競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

(2) 町の全ての部署は、物品等の調達にあたっては、町内の障害者就労施設等を優先して調達の推進を図るものとする。

対象となる物品等は、調達の対象となる障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

4 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき次に掲げる障害者福祉サービス事業所及び障害者支援施設

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所A型及びB型

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所）

イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の要件を全て満たす事業所）

①障害者である労働者の数が5人以上

②労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上

③障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達する物品等及び目標

法第9条第2項の規定による障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

令和6年度調達目標

・物品(事務用品、小物雑貨、食料品、その他)	953 千円
・役務(印刷、清掃・施設管理、その他)	593 千円
計	1,546 千円

6 調達方針及び実績の公表

- (1) 法第9条第3項の規定による調達方針を策定または見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 法第9条第5項の規定による調達実績については、会計年度終了後に町のホームページ等により公表する。

7 調達状況の検証

町は、障害者就労施設等からの調達に関する課題等について各課や障害者就労施設等の実情を把握の上、検討しその改善に努めるものとする。

8 調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を効果的に推進していくため、各課からの目標額をもとに調達目標を定めるものとする。

9 担当窓口

本調達方針に関する担当窓口は、福祉課障がい福祉係とする。